

**「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」
の一部改定について**

平成14年12月25日
公正取引委員会

- 1 公正取引委員会は、平成13年11月、総務省と共同して、電気通信事業分野における公正かつ自由な競争をより一層促進していく観点から、独占禁止法及び電気通信事業法それぞれに関する基本的考え方及び問題行為等を記した「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」（以下「旧指針」という。）を作成し、公表した。

旧指針については、競争環境の変化に対応しつつ、運用事例を積み重ねていくとともに、その蓄積を反映させる形で適宜機動的に見直すこととしており、また、「規制改革推進3か年計画（改定）」（平成14年3月29日閣議決定）及び「e-Japan 重点計画-2002」（平成14年6月18日IT戦略本部決定）において、本年中に見直しを行う旨が決定されているところ、当委員会は、法運用事例を踏まえた追加等を内容とする旧指針の一部改定を総務省と共同して行い、本日、これを公表することとした。

- 2 旧指針の一部改定に当たっては、平成14年10月21日に、改定原案を公表して、関係各方面から広く意見を求め、寄せられた意見を検討し、十分考慮した上で、改定原案の一部を修正し、旧指針を改定することとしたものである（本指針の新旧対照表は別紙1。提出された意見とそれに対する考え方は別紙2。）。

- 3 当委員会としては、今後とも、電気通信事業分野において公正かつ自由な競争を確保するため、本指針に基づいて、独占禁止法違反行為を厳正・迅速に排除していくとともに、その未然防止に努めていくこととする。

また、今後の競争環境の変化や当委員会の違反事件処理の経験等を踏まえ、独占禁止法上の考え方を明らかにする観点から、本指針を随時、機動的に見直すこととする。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局調整課・企画官
電話 03-3581-5483（直通）
ホームページ <http://www.jftc.go.jp>

「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」(新旧対照表)

改 定	現 行
「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」 平成13年11月30日 (一部改定 平成14年12月25日) 公正取引委員会 総 務 省	「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」 平成13年11月30日 公正取引委員会 総 務 省
I 電気通信事業分野における競争の促進に関する指針の必要性と構成 (略)	I 電気通信事業分野における競争の促進に関する指針の必要性と構成 (略)
II 独占禁止法又は電気通信事業法上問題となる行為 (略)	II 独占禁止法又は電気通信事業法上問題となる行為 (略)
第1 電気通信設備の接続及び共用に関連する分野	第1 電気通信設備の接続及び共用に関連する分野
1～2 (略)	1～2 (略)
3 独占禁止法又は電気通信事業法上問題となる行為	3 独占禁止法又は電気通信事業法上問題となる行為
(1) (略)	(1) (略)
(2) 電気通信事業法上問題となる行為	(2) 電気通信事業法上問題となる行為
ア 業務改善命令の対象となる行為	ア 業務改善命令の対象となる行為
(ア) (略)	(ア) (略)
(イ) 接続又は共用の業務における不当な運営	(イ) 接続又は共用の業務における不当な運営
a～c (略)	a～c (略)
d その他の事項	d その他の事項
(例)	(例)
①～⑩ (略)	①～⑩ (略)
⑪ <u>回線切替工事及び支障移設等(回線障害発生時を含む。)</u> <u>の際に、重要通信の確保の場合を除き、自己又は自己の関係</u> <u>事業者の作業を優先すること。</u>	
(略)	
イ 接続約款の変更認可申請命令の対象となる場合	イ 接続約款の変更認可申請命令の対象となる場合
①～③ (略)	①～③ (略)
④ 接続約款に定める機能と同機能を利用したサービスを提供す	④ 接続約款に定める機能と同機能を利用したサービスを提供す

改 定	現 行
る場合において、当該サービスの利用料金から営業に係る費用を差し引いたものと比較して、当該機能に係る接続料を合理的な理由なく高く設定している場合（ただし、公衆電話サービス及び番号案内サービスについては、現状ではこれに当たらない。）。 ウ～エ （略）	る場合において、当該サービスの利用料金に比較して、当該機能に係る接続料を合理的な理由なく高く設定している場合（ただし、公衆電話サービス及び番号案内サービスについては、現状ではこれに当たらない。）。 ウ～エ （略）
第2 電柱・管路等の貸与に関連する分野 1～2 （略） 3 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となり得る行為 (1) 独占禁止法上問題となる行為 ア 電柱・管路等の貸与に係る行為 電柱・管路等を保有する事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。 ① インフラベースの事業者に対して、電柱・管路等の貸与を拒否すること（注24-2）、又は電柱・管路等の貸与に関連する費用を高く設定し（注25）、インフラベースの事業者が電柱・管路等の貸与を受けるに当たって必要となる情報（注26）を十分に開示せず、若しくは電柱・管路等の貸与手続（注27）を遅延させるなど実質的に拒否していると認められる行為を行うことにより、当該インフラベースの事業者の電気通信役務市場への新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、取引拒絶等）（注28）。 <u>（注24-2）自動更新条項を規定している貸与契約において、ガイドラインに記載された貸与拒否事由が生じたことにより契約更新を拒否すること自体は問題とならない。ただし、正当な理由なく十分な予告期間を設けずに契約更新を拒否することにより、インフラベースの事業者の事業活動を困難にさせることは問題となる。</u> （注25）～（注28）（略） ② （略） イ～ウ （略）	第2 電柱・管路等の貸与に関連する分野 1～2 （略） 3 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となり得る行為 (1) 独占禁止法上問題となる行為 ア 電柱・管路等の貸与に係る行為 電柱・管路等を保有する事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。 ① インフラベースの事業者に対して、電柱・管路等の貸与を拒否すること、又は電柱・管路等の貸与に関連する費用を高く設定し（注25）、インフラベースの事業者が電柱・管路等の貸与を受けるに当たって必要となる情報（注26）を十分に開示せず、若しくは電柱・管路等の貸与手続（注27）を遅延させるなど実質的に拒否していると認められる行為を行うことにより、当該インフラベースの事業者の電気通信役務市場への新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、取引拒絶等）（注28）。 （注25）～（注28）（略） ② （略） イ～ウ （略）

改 定	現 行
エ 一束化に係る行為 電柱を保有する事業者から既にその貸与を受けている電気通信事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。 ○ インフラベースの事業者から一束化（注３３）のための調整の要請を受けた場合において、一束化を拒否し、又は一束化に関連する費用を高く設定し、若しくは一束化の手続を遅延させる行為を行うことにより、一束化を前提とした電柱の貸与契約の成立を不当に妨害すること（私的独占、取引妨害等）<u>（注３３－２）</u>。 <u>（注３３）一束化とは、第一種電気通信事業者がその伝送路設備を第一種電気通信事業者、有線テレビジョン放送施設者その他の者が既に電柱に設置している有線電気通信設備と束ねて設置することをいう。</u> <u>（注３３－２）ガイドラインに記載された拒否事由に該当すると認められる場合には問題とならない。</u> (2) 電気通信事業法上問題となり得る行為（略） ア 正当な理由なく貸与を拒否する行為（略） ① （略） ② 設備保有者が５年（法令に基づきこれより長い期間に係る設備計画（最新の需要想定等を勘案した上で修正された設備計画がある場合は当該計画。以下同じ。）を作成している場合は当該期間。以下同じ。）以内にその設備をすべて使用する予定であり、その<u>使用の予定の事業年度</u>が設備計画において明示されている場合。 ③ 設備保有者の設備に大幅な改修又は移転の計画があり、その<u>改修又は移転の予定の事業年度</u>が５年以内の期間に係る設備計画において明示されている場合。 ④ 電柱にあっては設備保有者がその地中化を計画しており、その<u>地中化の予定の事業年度</u>が５年以内の期間に係る設備計画において明示されている場合。 ⑤ 第一種電気通信事業者が設置しようとする伝送路設備が設備保有者の技術基準に適合しない場合又は技術基準に明確な定めがない場合であって、当該伝送路設備を設置することにより設備	エ 一束化に係る行為 電柱を保有する事業者から既にその貸与を受けている電気通信事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。 ○ インフラベースの事業者から一束化（注３３）のための調整の要請を受けた場合において、一束化を拒否し、又は一束化に関連する費用を高く設定し、若しくは一束化の手続を遅延させる行為を行うことにより、一束化を前提とした電柱の貸与契約の成立を不当に妨害すること（私的独占、取引妨害等）。 <u>（注３３）一束化とは、複数の通信回線を電柱に共架するために通信回線を一本に束ねることをいう。</u> (2) 電気通信事業法上問題となり得る行為（略） ア 正当な理由なく貸与を拒否する行為（略） ① （略） ② 設備保有者が５年（法令に基づきこれより長い期間に係る設備計画（最新の需要想定等を勘案した上で修正された設備計画がある場合は当該計画。以下同じ。）を作成している場合は当該期間。以下同じ。）以内にその設備をすべて使用する予定であり、その<u>ことが設備計画において明示されている場合。</u> ③ 設備保有者の設備に大幅な改修又は移転の計画があり、その<u>ことが５年以内の期間に係る設備計画において明示されている場合。</u> ④ 電柱にあっては設備保有者がその地中化を計画しており、その<u>ことが５年以内の期間に係る設備計画において明示されている場合。</u> ⑤ 第一種電気通信事業者が設置しようとする伝送路設備が設備保有者の技術基準に適合せず、設備保有者による建設若しくは保守において困難がある場合、又はそのおそれが強い場合。

改 定	現 行
<u>保有者による建設若しくは保守に困難を生じさせ、又は生じさせるおそれ強い場合。</u> ⑥～⑨（略） <u>なお、メッセージワイヤーその他一束化を行うために使用することができる設備（設備保有者に該当する公益事業者が保有する電柱に設置されるものに限る。以下「一束化設備」という。）を所有する者（所有権以外の権原に基づきその一束化設備を使用する者があるときは、その者及び所有者。以下「一束化設備保有者」という。）が、第一種電気通信事業者に一束化設備を提供する場合については、総務省は、第一種電気通信事業者から、電気通信事業法第73条第1項の規定に基づく認可の申請を受けた場合は、以上の規定にかかわらず、以下に掲げる場合（ガイドライン第14条「一束化」）を除いては、原則として認可するものとしている。</u> ① <u>一束化設備が設置されている電柱を保有する設備保有者（以下「電柱保有者」という。）が、第一種電気通信事業者に対するガイドライン第2条の規定に基づく回答において、一束化を要する旨を示していない場合</u> ② <u>一束化を行うことにより、電柱保有者の技術基準に適合しないこととなる場合</u> ③ <u>一束化を行うことにより、一束化設備保有者による建設若しくは保守に困難を生じさせ、又は生じさせるおそれ強い場合</u> ④ <u>第一種電気通信事業者の責に帰すべき理由により過去にガイドライン第14条第7項に規定する取決めが現に履行されなかったことがある場合、又は重大な不履行若しくは救済不能の不履行が発生するおそれ強い場合</u> イ 適正でない提供条件により貸与する行為（略） ① 使用期間 <u>原則として5年間（設備保有者が、自己による使用等の予定があることを理由として、第一種電気通信事業者の要望に応じない場合においては、その使用等の予定の事業年度が5年以内の期間に係る設備計画に明示されていることを要するものとする。）。</u>	⑥～⑨（略） イ 適正でない提供条件により貸与する行為（略） ① 使用期間 <u>原則として5年間（設備保有者が、自己による使用予定を理由として、第一種電気通信事業者の要望に応じない場合においては、その使用予定が5年以内の期間に係る設備計画に明示されていることを要するものとする。）。</u>

改 定	現 行
② 貸与の対価 <u>原価（原則として、減価償却費及び保守運営費に、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額を加えて算定。）に基づく適正な設備使用料（注３４）。</u> （注３４）<u>実際の算定に当たっては、ガイドライン別表に掲げる式のいずれかによる方法その他公正妥当な方法により算定。</u> 第３ 電気通信役務の提供に関連する分野 1～2 （略） 3 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為 (1)～(2) （略） (3) 顧客と他の電気通信事業者との取引の妨害等に係る行為 ア 独占禁止法上問題となる行為 市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。 ①～③ （略） ④ <u>工事又は機器の取替え等が必要な電気通信役務について、当該工事等の費用を自己又は自己の関係事業者の顧客に係るものに比べて競争事業者の顧客に係るものを不利なものとするにより、競争事業者とその顧客の取引を不当に妨害すること（私的独占、取引妨害等）。</u> イ 電気通信事業法上問題となる行為 ①～③ （略）	② 貸与の対価 次に掲げる式の示す範囲における、コストに基づく適正な設備使用料。 <u>[設備の取得価額から当該設備に係る減価償却費累計額を減じて得た額] × [維持費率] × [設備の占有率]</u> <u>≤ [設備使用料]</u> <u>≤ [設備の再調達価額] × [維持費率] × [設備の占有率]</u> ここで再調達価額とは、当該設備を新たに取得するものとした場合において見込まれる価額とする（注３４）。 （注３４）<u>[設備の取得価額から当該設備に係る減価償却費累計額を減じて得た額] × [維持費率] × [設備の占有率]</u> <u>> [設備の再調達価額] × [維持費率] × [設備の占有率]</u> が成立する場合には、<u>[設備使用料] ≤ [設備の再調達価額] × [維持費率] × [設備の占有率]</u> とする。 第３ 電気通信役務の提供に関連する分野 1～2 （略） 3 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為 (1)～(2) （略） (3) 顧客と他の電気通信事業者との取引の妨害に係る行為 ア 独占禁止法上問題となる行為 市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。 ①～③ （略） イ 電気通信事業法上問題となる行為 ①～③ （略）

改 定	現 行
④ <u>回線切替工事等を必要とする電気通信役務について、自己又は自己の関係事業者との既存契約を解約し他の電気通信事業者と契約を締結しようとする利用者の回線切替工事等を意図的に遅延させるなど不利な取扱いを行い、又はこうした不利な取扱いを示唆することにより、他の電気通信事業者と利用者との契約締結を妨害すること。</u> ⑤～⑦ (略) ⑧ <u>第一種電気通信事業者の固定系端末回線と接続してDSLサービス等を提供する他の電気通信事業者が、利用者からの契約解約の申出があったにもかかわらず、速やかに当該第一種電気通信事業者に対して設備撤去工事等の申込みを行わず、利用者の解約を遅延させること。</u> (4) ～ (5) (略)	④ <u>回線切替工事等を必要とする電気通信役務について、自己との既存契約を解約し他の電気通信事業者と契約を締結しようとする利用者の回線切替工事等を意図的に遅延させ、又は遅延を示唆することにより、他の電気通信事業者と利用者との契約締結を妨害すること。</u> ⑤～⑦ (略) (4) ～ (5) (略)
第4 コンテンツの提供に関連する分野 (略)	第4 コンテンツの提供に関連する分野 (略)
第5 電気通信設備の製造・販売に関連する分野 (略)	第5 電気通信設備の製造・販売に関連する分野 (略)
III 競争を一層促進する観点から事業者が採ることが望ましい行為 1～3 (略) 4 電柱・管路等の貸与関係 (1) (略) (2) 電柱・管路等の貸与申込手続の公表等 設備保有者は、競争を一層促進する観点から、以下のように、設備の提供に係る貸与申込手続等をあらかじめ公開する(透明性)等の取組を積極的に推進することが望ましい。 (例) ① <u>貸与申込手続等に関する標準実施要領の作成及び公表(ガイドライン第13条)</u> 設備保有者は、<u>ガイドラインに準拠した設備の使用に関する標準実施要領を作成し、設備の提供に関する次の事項をあらかじめイン</u>	III 競争を一層促進する観点から事業者が採ることが望ましい行為 1～3 (略) 4 電柱・管路等の貸与関係 (1) (略) (2) 電柱・管路等の貸与申込手続の公表等 設備保有者は、競争を一層促進する観点から、以下のように、設備の提供に係る貸与申込手続等をあらかじめ公開する(透明性)等の取組を積極的に推進することが望ましい。 (例) ① <u>貸与申込手続の公表(ガイドライン第2条)</u> 設備保有者は、<u>設備の提供に関し、次の事項をあらかじめインターネット上のホームページで公表することが望ましい。</u>

改 定	現 行
ターネット上のホームページで公表することが望ましい。 ア 提供を受けるための申込み窓口及びその連絡先 イ <u>提供を受けるための手続(設備の提供に伴う事前調査(以下「調査」という。)の申込みから使用までの標準的な手続(設備使用料及びその算出根拠の通知に関するものを含む。))</u> ウ <u>申込書、通知書その他必要な書類の標準的な様式及び添付すべき書類の種類</u> エ 提供が拒否できる事由 オ 標準的な設備使用料及びその算出根拠 カ <u>調査の申込みから提供の可否の回答までの標準的期間(標準的な調査回答期間)</u> キ 提供に関して行う調査に係る費用の算定方法 ク 調査の申込みから設備の使用開始までの標準的期間 ② 情報開示(ガイドライン第12条) 設備保有者は、第一種電気通信事業者から設備の使用可能状況について照会があったときは、可能な限り、当該区間の使用可能状況について当該電気通信事業者への回答を行うことが望ましい。 ③ 資料の提供等(ガイドライン附則第2条) ガイドラインは、毎年4月1日に、設備使用の進展の程度等について検討を加え、その結果に基づいて見直しを行うものとしているところ、当該見直しに当たり、設備保有者は、資料の提供等必要な協力を行うことが望ましい。 5～6 (略) IV 報告・相談、意見申出等への対応体制(略)	ア 提供を受けるための申込み窓口及びその連絡先 イ 提供を受けるための手続 ウ 提供が拒否できる事由 エ 標準的な設備使用料及びその算出根拠 オ <u>設備の提供に伴う事前調査(以下「調査」という。)の申込みから提供の可否の決定までの標準的期間(標準的な調査回答期間)</u> カ 提供に関して行う調査に係る費用の算定方法 キ 調査の申込みから設備の使用開始までの標準的期間 ② 情報開示(ガイドライン第12条) 設備保有者は、第一種電気通信事業者から設備の使用可能状況について照会があったときは、可能な限り、当該区間の使用可能状況について当該電気通信事業者への回答を行うことが望ましい。 ③ <u>標準実施要領の作成(ガイドライン第13条)</u> <u>設備保有者は、ガイドラインに準拠した設備の使用に関する標準実施要領(公開ベース)を作成し、①に定める事項をインターネットのホームページで公表することが望ましい。</u> ④ 資料の提供等(ガイドライン附則第2条) ガイドラインは、毎年4月1日に、設備使用の進展の程度等について検討を加え、その結果に基づいて見直しを行うものとしているところ、当該見直しに当たり、設備保有者は、資料の提供等必要な協力を行うことが望ましい。 5～6 (略) IV 報告・相談、意見申出等への対応体制(略)

**「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」
(改定原案) に寄せられた意見及びそれに対する考え方**

改定原案における見直し箇所についての意見

第2 電柱・管路等の貸与に関連する分野

3 独占禁止法又は電気通信事業法上問題となり得る行為

(1) 独占禁止法上問題となる行為

意見提出者	改定原案における該当箇所 (下線部が改定箇所)	改定原案に対する意見の内容(抜粋)	公正取引委員会の考え方
東日本電信電話株式会社	ア 電柱・管路等の貸与に係る行為 電柱・管路等を保有する事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。 ① インフラベースの事業者に対して、電柱・管路等の貸与を拒否すること(注24-2)、又は電柱・管路等の貸与に関連する費用を高く設定し(注25)、インフラベースの事業者が電柱・管路等の貸与を受けるに当たって必要となる情報(注26)を十分に開示せず、若しくは電柱・管路等の貸与手続(注27)を遅延させるなど実質的に拒否していると認められる行為を行うことにより、当該インフラベースの事業者の電気通信役務市場への新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること(私的独占、取引拒絶等)(注28)。 <u>(注24-2) 設備の提供に係る契約において自動更新条項を規定している場合に、ガイドラインに記載された貸与拒否事由が生じたことにより契約の更新が困難になったことから契約更新を行わないこと自体は</u>	「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」(H14.4.1)を反映しているものと思われるが、当該ガイドラインにおいては、契約解除にあたり十分な予告期間を設けることのみならず、事後(解除事由発生後)速やかに通知する等、電気通信役務の円滑な提供のために必要な措置を講じればよいとされていることから、表現を当該ガイドラインの主旨に合わせていただきたい。 (修文案) 設備の提供に係る契約において自動更新条項を規定している場合に、ガイドラインに記載された貸与拒否事由が生じたことにより契約の更新が困難になったことから契約更新を行わないこと自体は問題とならないが、<u>その場合であっても、十分な予告期間を設けない、又は当該事由の発生後速やかにその旨を通知する等電気通信役務の円滑な提供のために必要な措置を講じないことは問題となる。</u> (参考) 「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」第9条第2項 2 設備の提供に係る契約において自動更新条項(契約期間中に、当事者のいずれかが更新を拒否する旨の申入れを行わない限り、当該契約が一定期間更新される旨の条項をいう。)を規	○ 正当な理由なく十分な予告期間を設けずに契約更新を拒否することにより、インフラベースの事業者が代替措置を採ることができず、事業活動が困難になることが独占禁止法上問題となるという主旨であり、その旨を明確にすることにします。 なお、御意見にあるように、「貸与拒否事由の発生後速やかにその旨を通知すれば契約更新を拒否しても独占禁止法上問題にならない」とまではいえず、これは個別に判断することになります。また、独占禁止法上問題となるか否かは市場における競争に与える影響を勘案して判断されるものであることから、具体的数値を用いて、独占禁止法の判断を示すことは、困難です。 ⇒(注24-2)を次のとおり修文する。 自動更新条項を規定している貸与契約において、ガイドライ

意見提出者	改定原案における該当箇所 (下線部が改定箇所)	改定原案に対する意見の内容(抜粋)	公正取引委員会の考え方
	<u>問題とならないが、その場合であつても、十分な予告期間を設けずに契約の更新ができなくなった旨を通知することは問題となる。</u>	定する場合においては、設備保有者は、契約期間中に、第三条第一項各号に掲げる事由が生じたことにより当該契約の更新が困難になった場合は、事業者に対し、原則として契約期間終了の六箇月前までにその旨を予告し、又は当該事由の発生後速やかにその旨を通知する等電気通信役務の円滑な提供のために必要な措置を講じるものとする。	ンに記載された貸与拒否事由が生じたことにより契約更新を拒否すること自体は問題とならない。ただし、正当な理由なく十分な予告期間を設けずに契約更新を拒否することにより、インフラベースの事業者の事業活動を困難にさせることは問題となる。
西日本電信電話株式会社	同上	「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」(H14.4.1)を反映しているものと思われるが、表現の違いにより解釈の疑義が生じないように、表現を当該ガイドラインと合わせていただきたい。 (修文案) 設備の提供に係る契約において自動更新条項を規定している場合に、ガイドラインに記載された貸与拒否事由が生じたことにより契約の更新が困難になったことから契約更新を行わないこと自体は問題とならないが、事業者に対し、原則として契約期間終了の六箇月前までにその旨を予告し、又は当該事由の発生後速やかにその旨を通知する等電気通信役務の円滑な提供のために必要な措置を講じないことは問題となる。 (参考) 「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」 第9条第2項 2 設備の提供に係る契約において自動更新条項(契約期間中に、当事者のいずれかが更新を拒否	同上

意見提出者	改定原案における該当箇所 (下線部が改定箇所)	改定原案に対する意見の内容(抜粋)	公正取引委員会の考え方
		する旨の申入れを行わない限り、当該契約が一定期間更新される旨の条項をいう。)を規定する場合においては、設備保有者は、契約期間中に、第三条第一項各号に掲げる事由が生じたことにより当該契約の更新が困難になった場合は、事業者に対し、<u>原則として契約期間終了の六箇月前までにその旨を予告し、又は当該事由の発生後速やかにその旨を通知する等電気通信役務の円滑な提供のために必要な措置を講じるものとする。</u>	
東京電力株式会社	同上	<意見> 総務省ガイドライン第9条改正(第2項追加)に伴う改正と思われますが、総務省ガイドライン条文と比し表現が異なっております。 本改正案における(注24-4)における表現「十分な予告期間を設けずに」では総務省ガイドライン上の記載である「事業者に対し、原則として契約期間終了の6箇月前までにその旨を予告し、又は当該事由発生後速やかにその旨を通知する等電気通信役務の円滑な提供のために必要な措置を講じる」に比して曖昧であり、双方の表現を一致させる必要があると考えます。 <修正案> 下線部を以下のように修正していただきたいと存じます。 「その場合であっても、ガイドラインに記載された予告等の措置を講じずに契約の更新を行わないことは問題となる。」	同上

意見提出者	改定原案における該当箇所 (下線部が改定箇所)	改定原案に対する意見の内容(抜粋)	公正取引委員会の考え方
東京電力株式会社	エ 一束化に係る行為 電柱を保有する事業者から既にその貸与を受けている電気通信事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。 ○ インフラベースの事業者から一束化(注33)のための調整の要請を受けた場合において、一束化を拒否し、又は一束化に関連する費用を高く設定し、若しくは一束化の手続を遅延させる行為を行うことにより、一束化を前提とした電柱の貸与契約の成立を不当に妨害すること(私的独占、取引妨害等)(注33-2)。 (注33) <u>一束化とは、第一種電気通信事業者がその伝送路設備を第一種電気通信事業者、有線テレビジョン放送施設者その他の者が既に電柱に設置している有線電気通信設備と束ねて設置することをいう。</u> <u>(注33-2) ガイドラインに記載された拒否事由に該当すると認められる場合には問題とならない。</u>	<意見> 一束化については限られた電柱のスペースを有効かつ公平に利用していただくために事業者を問わず必要となるものであるため、一束化の説明において、第一種電気通信事業者が行う場合のみに限定すべきではないと考えます。 <修正案> 下線部を改正せず、以下のままとしていただきたいと存じます。 「一束化とは、複数の通信回線を電柱に共架するために通信回線を一本に束ねることをいう。」	○ 指針では、一束化を行う立場の事業者は、電気通信事業者であると整理しているところであり、改定原案においても当該考え方を变えるものではありません。 なお、改定原案における一束化の説明は、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」の記述に合わせたものです。 ⇒修文しない。

改定原案における見直し箇所以外の意見

意見提出者	意見の内容（抜粋）	公正取引委員会の考え方
ジェイフォン株式会社	<今回のガイドラインの見直し内容は、見直しの範囲が不十分> <総論> 昨年9月に行われたガイドライン原案に関するパブリック・コメントにおいて、ボーダフォン・グループの意見書（平成13年10月15日提出）の中で「市場支配力に対する規制」、「過剰規制の回避」、「規制関連における「ギャップ」の解消」などの項目について問題提起がなされておりますが、これらの意見の一部については、市場支配的でない電気通信事業者へのさらなる規制緩和などが盛り込まれる見込みである電気通信事業法の改正といった総務省殿の取り組みや、これによる「電気通信事業法」と「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下、独禁法と略）」の二重規制に関する検証及び解消、さらに電気通信市場の競争状況を評価する為の手法の確立に向けた研究会の開催などにより、実現に向けた取り組みが着実に進められており、大いに評価するところです。 このような状況の中、電気通信事業分野における急速な環境の変化を考慮し、より公正且つ自由な競争環境の実現に向けて本ガイドラインが見直されることは、非常に有益なことでありと評価致しますが、今回のガイドラインの見直し内容は、電柱・管路の使用に関するものに特化したものになっており、見直しの範囲が不十分であると考えます。 また、現状においては本ガイドラインが十分に効果しているとは必ずしも言えないと思われ、市場支配的な事業者においてガイドラインに沿った事業運営がなされているか否かの検証を行うなど、ガイドラインの効力をさらに高める為の対処が必要であると考えます。 今回のガイドラインの見直しと合わせまして、電気通信事業分野におけるさらなる公正競争環境の整備に関する取り組みが、今後も継続してなされることを希望致します。	○ 今後、1年にとらわれず、必要とあれば随時、機動的に見直しを行う所存です。
日本テレコム株式会社	<年に1回は本指針の見直しを行うべき> ガイドラインについては、顕著な市場支配力の濫用が確認された場合に規制当局が介入するための適切な基準を設定するというような、国際的に適切であると認められている方法論の適用をも視野に入れつつ、今後も年1回は見直されるべきと考えます。	同上

意見提出者	意見の内容（抜粋）	公正取引委員会の考え方
イー・アクセス株式会社	＜引き続き指針の改定を柔軟に行うべき＞ 総務省殿また公正取引委員会殿においては、引き続き「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」の改訂を柔軟に行って頂けますようお願いします。 また、電気通信事業者を含めて「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」を広く周知して頂き、より効果的な指針となるよう処置をお願いします。	同上
KDDI株式会社	＜毎年度継続的に本指針の見直しを行うべき＞ 2 ガイドラインの見直しについて 【指針該当箇所】 「P8 Ⅰ 第2 2（4）」 「また、公正取引委員会においては、今後の電気通信事業分野における競争環境の変化に対応しつつ、本指針の運用事例を積み重ねていくとともに、その蓄積を反映させる形で本指針を適宜機動的に見直すこととする。」 「P9 Ⅰ 第2 3（3）」 「また、総務省においては、今後とも一層の公正競争環境の整備を図る観点から、電気通信事業分野における新たなビジネスモデルの出現や新サービスの展開といった変化にも対応しつつ、本指針を適宜機動的に見直すこととし、遅くとも1年後までを目途に見直しを行うこととする。」 【前回の議論】 （当社前回提出意見（平成13年10月15日）） 公正取引委員会及び総務省におかれましては、今回ご提示いただいたガイドラインにつきまして、正式にリリースされた後は、支配的事業者による反競争的行為の実例や運用実績等を踏まえ、毎年度見直していただきたいと考えます。 （前回意見に対する総務省の考え方） ご意見を踏まえ、適宜機動的に見直すこととし、電気通信事業法部分については、遅くとも1年後までを目途に見直しを行うことを明記した。	同上

意見提出者	意見の内容（抜粋）	公正取引委員会の考え方
	【意見】 (1) 指針本文の趣旨は、市場等の変化に伴い、継続的な見直しを行っていくということと理解しておりますが、当該趣旨を明確化するため、独占禁止法部分、電気通信事業法部分を問わず、「毎年度」継続的に見直しを行うことが必要と考えます。 (2) したがって、「毎年度継続的に見直しを行う」旨を明記していただきたいと考えます。	
東日本電信 電話株式会 社 西日本電信 電話株式会 社	＜不可欠設備に含まれる設備を削除すべき＞ 現行指針 第1 電気通信設備の接続及び共用に関連する分野 1 独占禁止法における考え方 (1) 電気通信役務を提供するに当たっては必要不可欠であるが、投資等を行うことにより同種の設備を新たに構築することが現実的に困難と認められる設備（以下「不可欠設備」という。）（注1）がある。このような場合において、電気通信事業者にとっては当該設備への接続（注2）が行えなかったり、接続の手続が遅延したりすれば、新規参入や新規事業展開が困難となる。また、当該設備のうち必要となる機能等だけに限定した接続ができない場合には、更なるコスト負担を強いられることとなる。さらに、当該設備への接続が一部の電気通信事業者にしかな行われない場合には、電気通信事業者間の公正な競争条件を確保できないこととなる。 （注1） 例えば、市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が保有する固定系の加入者回線網がこれに当たる。ここにいう加入者回線網とは、加入者から最も近い交換機（以下「端末系交換等設備」という。）、加入者と端末系交換等設備を連結する電気通信回線（以下「端末回線」という。）、端末系交換等設備からの電気通信回線を集線する交換機（以下「中継系交換等設備」という。）、端末系交換等設備と中継系交換等設備の間を連結する電気通信回線等から構成されるネットワークをいう。また、ここでいう電気通信回線には、メタル回線のほか、光ファイバ回線等を含むものとする。 ＜意見＞ 光ファイバは、 ・最近では電力系事業者の参入や自治体の光ファイバの開放等により、競争が進展している、 ・ブロードバンド市場全体を見てもCATV・無線アクセス等との競争状況にある、 ことから、NTT東西の光ファイバにボトルネック性はなく、<u>下線部の記述は削除していただ</u>	○ 御指摘のとおり、例えばF T T Hについては電力系事業者による参入等によって競争が進展しつつあると認識していますが、光ファイバ回線はF T T H以外にも多様な形態で使用されており、依然として不可欠性を有するケースもありますので、御指摘のように電気通信回線から光ファイバ回線を削除することは適当ではないと考えます。 なお、不可欠設備か否かは、市場や技術の変化に対応して判断すべきものと考えられ、その変化に応じて独占禁止法を適正に運用することとしています。

意見提出者	意見の内容（抜粋）	公正取引委員会の考え方
	<u>きたい。</u>	
社団法人日本ケーブルテレビ連盟	<全国的に最も標準的な槍出し工法を「ガイドライン」に明記すべき> (現状の問題点) - 工法の選択は、その地域の気候・風土の自然条件等を勘案して、各電力がその場の環境を判断してCATV 事業者に指示してくる。 昨年、「ガイドライン」に「一束化工法」のみが明記されたため、昔から最も標準的な槍出し工法(本工法が全国的に標準となっている)が、例えば共架回答書から欠落するという改定になった。 このため、現場での協議・調整の時間がその都度必要となるなど線路敷設に対して円滑な業務運営に支障をきたしております。 (要望) - 一般的に工法選定は、まず槍出し工法を採用し、4個所の共架ポイントが満席になったときに一束化工法となる。 - 全国的に最も標準的な槍出し工法を「ガイドライン」に明記して頂きたい。 (そもそも工法の選定は、電柱所有者と共架依頼者との民民契約に負うものであることから、「ガイドライン」に記述する場合でも<u>標準工法</u>という文言にお願いしたい。)	○ 槍出し工法等の工法による共架については、電柱を保有する事業者とインフラベースの事業者の間で行われるものであるところ、既に、指針の「第2 電柱・管路等の貸与に関連する分野」の「3 (1)ア 電柱・管路等の貸与に係る行為」において、独占禁止法上の考え方を明らかにしています。
日本テレコム株式会社	<差別対価に該当する要件を明確すべき> 第3 電気通信役務の提供に関連する分野 3 独占禁止法又は電気通信事業法上問題となる行為 (1) 電気通信役務の料金の設定等に係る行為 ア 独占禁止法上問題となる行為 (P.28) 市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。 ① 競争事業者が新規参入（事業の拡充を含む。以下同じ。）した地域についてのみ、例えば、自己の設定する接続料金を下回るような電気通信役務料金を設定することにより、<u>競争事業者の事業活動を困難にさせること（私的独占、差別対価等）。</u>	○ 指針に記載している事例は、競争事業者の事業活動を困難にさせるおそれのある典型的な事例として記載しているものです。御意見のようなケースが問題になるかどうかは個別具体的に判断されるべきと考えます。

意見提出者	意見の内容（抜粋）	公正取引委員会の考え方
	【意見】 接続料と利用者料金との関係の在り方については営業費（小売コスト）を含めた検証が必要であるという見解が「ＩＴ時代の接続ルールに関する研究会」の報告書において示されております。当該見解との整合性を図るために、「自己の設定する接続料金に小売コストを加えた金額を下回るような電気通信役務料金を設定することにより、競争事業者の事業活動を困難にさせること」と明確に記し、当該検証を実施していただきたいと考えます。	
グローバルアクセス株式会社	＜指針に新たに違反行為類型を追加すべき＞ 次の項目を追加することを強く要望いたします。 Ⅱ 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為第３ 電気通信役務の提供に関連する分野 ３ 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為 （３）顧客と他の電気通信事業者との取引の妨害に係る行為 ア 独占禁止法上問題となる行為 市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。 ○ <u>自己の所有又は管理するビルにコロケーション又はハウジングしている顧客に対して、競争事業者の電気通信役務を利用しないことを条件として課すこと、又は競争事業者が当該顧客に電気通信役務を提供することを、競争事業者の光ファイバケーブルのビル引き込みを許可しない、又は構内配線を敷設しないなどの手段により、不当に妨害すること。</u> ＜理由＞ 相対的に規模の大きい長距離系通信事業者が所有又は管理するビルには、ISP を初めとするインターネット関連のサービスプロバイダ（IX 事業者を含む）が数多く、コロケーション又はハウジングし事業を展開している。 このサービスプロバイダには、第二種電気通信事業者も数多く含まれており、当該ビルと他の拠点を接続するためには第一種電気通信事業者の通信サービスを利用する必要がある。 しかしながら、ビルを所有又は管理する通信事業者以外の競争事業者がこれらのビルにおいて通信	○ 御指摘の違反行為類型は、独占禁止法の運用に当たって参考とさせていただきます。 なお、市場における競争を実質的に制限したり、公正な競争を阻害するおそれのある行為は、指針に記載されていなくても独占禁止法上問題となります。

意見提出者	意見の内容（抜粋）	公正取引委員会の考え方
	サービスを提供することは、ビルを所有又は管理する通信事業者によって、制限されているケースが多い。 従い、サービスプロバイダは、他の競争事業者が低料金でニーズにあった通信サービスを提供していても、その通信サービスを選択できないことが多い。 自己の所有又は管理するビルにおいて、規模の大きい（即ち、相対的に市場シェアの高い）通信事業者が、その顧客が他の競争事業者の通信サービスを利用することを制限する行為は、独占禁止法上の問題があると考えられる。 （具体的事例） ・ 顧客とのコロケーション又はハウジング契約において、競争事業者の通信サービスを利用することを制限している。 ・ 競争事業者が、その光ファイバをビルに入線することを許可しない。 ・ 競争事業者が、既に入線済の通信事業者から DF を賃借してサービスを提供することを禁じている。 ・ 入線を許可した場合又は他の事業者の DF を利用ができる場合であっても、屋内配線を設置しない。 ・ 長距離系通信事業者のビルの場合、県内通信サービスの提供は認められるが、県間通信サービスは提供を禁じられている。	
日本テレコム株式会社	<指針の適用対象事業者を明確にすべき> 第4 コンテンツの提供に関連する分野 1 独占禁止法における考え方 (2) (P.40) 例えば、システム運用事業者が、コンテンツプロバイダーと他のシステム運用事業者との取引を制限する（注48）条件を付けて、当該コンテンツプロバイダーと取引することにより、市場における競争が実質的に制限される場合には、私的独占に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反することとなる。市場における競争が実質的に制限されるまでには至らない場合であっても、上記のような行為により、公正な競争を阻害するおそれがある場合には不公正な取引方法に該当し、独占禁止法第19条の規定に違反することとなる（注49）。	○ 独占禁止法は特定の事業者の行為を画一的に規制するものではなく、競争に与える影響を勘案して、個別事案ごとに判断されるものであり、この旨を指針Ⅰ－第2－2の注3で明らかにしているところであり、注3の考え方は御意見の箇所にも当然当てはまるものです。

意見提出者	意見の内容（抜粋）	公正取引委員会の考え方
	【意見】 全てのシステム運用事業者の当該行為が独占禁止法上問題となると読み取れる表現となっていますが、ガイドライン４ページの注３において示されているように、競争に悪影響を与える事業者の行為が問題となることを明記していただきたいと思います。	
ジェイフォン株式会社	＜指針の適用対象事業者を明確にすべき＞ Ⅱ 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為 第４ コンテンツの提供に関連する分野 １ 独占禁止法における考え方（ガイドライン P. ４２） 【意見】 （２）項において「システム運用事業者が、コンテンツプロバイダーと他のシステム運用事業者との取引を制限する条件を付けて、当該コンテンツプロバイダーと取引することにより、市場における競争が実質的に制限される場合には、私的独占に該当し、独占禁止法第３条の規定に違反することとなる。」とありますが、この記述内容ではあらゆるシステム事業者の当該行為が独占禁止法第１９条の規定に抵触すると解釈することもできる為、「競争に悪影響を与える事業者」の行為が問題となることを明確にして頂きたいと考えます。	同上
日本テレコム株式会社	＜望ましい行為に、「内部相互補助の禁止の徹底」を追加すべき＞ Ⅲ 競争を一層促進する観点から事業者が採ることが望ましい行為 【意見】 - 望ましい行為が６項目示されていますが、「内部相互補助の禁止の徹底」という項目を追加し、「市場支配的な電気通信事業者のうち第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者は、指定設備管理部門から指定設備利用部門へ内部相互補助を行うことにより、ネットワークコストを下回る不当に安価な利用者料金を設定していることを検証できるよう、情報開示を行うことが望ましい。」旨、説明を加えていただきたいと思います。 - 内部相互補助を実施できる立場にある市場支配的な第一種電気通信事業者によって不当に安価な利用者料金が設定されることにより、公正且つ自由な競争が阻害されと考えます。	○ 御意見は今後の参考とさせていただきます。

意見提出者	意見の内容（抜粋）	公正取引委員会の考え方
ジェイフォン株式会社	<独占禁止法遵守マニュアルを作成し、各事業者が当該マニュアルを運用することが効果的> Ⅲ 競争を一層促進する観点から事業者が採ることが望ましい行為 6 違反防止マニュアルの作成（P. 53） 【意見】 ・ 現行ガイドラインに規定されているとおり、支配的な電気通信事業者が、自主的に電気通信事業法及び独禁法遵守マニュアル（違反防止マニュアル）を作成し、自社の営業員等はもちろんのこと、販売代理店においても遵守徹底を図ることは非常に重要な取り組みであり賛同するところですが、当該マニュアルに恣意的な内容が盛り込まれることを完全には排除できないことなどから、その実効性については疑問を禁じえません。 ・ これに対する対処案として、業界全体において標準的なマニュアルを作成し、各事業者がそのマニュアルを運用することは、その導入の容易性も含み有益であり、本ガイドラインの運用をより効果的なものとするに繋がるものと考えます。また、国際的なアプローチとの整合性を図る為にも、昨年9月に行われた本ガイドライン原案に関するボーダフォン・グループの意見書（平成13年10月15日提出）の中に記載されている「共同規制」のスキームを活用することについても具体的に検討を行うことが有効であると考えます。	○ 御意見は今後の参考とさせていただきます。
日本テレコム株式会社	<指針が十分に機能するよう、差別的取扱い等をチェックする手段を確立すべき> ガイドラインには公正競争を阻害する行為が示されていますが、当該各種行為をチェックする手段を確保することが重要であると考えます。例えば、相対的に高いシェアを有する事業者や不可欠設備を有する事業者が、自己の関係事業者を競争事業者に比べて有利に取り扱うことは禁止であると記されておりますが、実際の取引価格や営業情報の流通等に代表される差別的取扱いがなされていないことを外部よりチェックする手段が確立されていない場合、ガイドラインが有効に機能し得ないと考えております。国際的な経験からは「競合他社に対する請求はコストベース（または長期増分費用（LRIC）ベース）で、非差別的であることを保証」（別添資料2:7ページ）するためには、規制対象となる通信事業者に対して「厳格な義務を課すことが極めて重要」（別添資料2:7ページ）であるとされています。したがって、ガイドラインが十分に機能するよう、差別的取扱い等をチェックする手段が確立されるべきと考えます。 （中略） ガイドラインの活用状況についても適宜把握し、市場において問題となる行為が行われたに	○ 電気通信事業分野を含むIT関連分野及び公益事業分野における独占禁止法違反について、効率的かつ迅速に情報収集し、事件処理を行うため、平成13年4月に「IT・公益事業タスクフォース」を審査局内に設置し、規制改革が進展し新規参入者による競争の活発化が期待されるこれらの分野における監視機能を強化したところです。 なお、御意見は今後の参考とさせていただきます。

意見提出者	意見の内容（抜粋）	公正取引委員会の考え方
	も関わらず、ガイドラインが活用されていないと判断される場合には、上述した差別的取扱い等をチェックする手段以外にも改善の措置を講ずるべきと考えます。	
日本テレコム株式会社	＜紛争処理のための専門性等を高め、人員を拡充すべき＞ ガイドラインに示されている考え方や問題となる行為等に関し、的確な判断・規制を行うためには、電気通信技術・事業運営・会計・経済学等、多岐にわたる専門的知識が必要になるものと考えます。つきましては、総務省殿、公正取引委員会殿および関係機関において、人員の拡充等を含めご対応いただきますようお願い申し上げます。	○ 公正取引委員会は、独占禁止法違反行為に対する執行力の強化等を通じて競争政策を強力に実施することとしており、これに資するよう、今後更に公正取引委員会の体制強化・機能充実に努めていく所存です。
ジェイフォン株式会社	＜紛争処理のための専門性等を高め、人員を拡充すべき＞ IV 報告・相談・意見申出等への対応体制 第1 違反行為の報告・相談・競争の促進に関する各種苦情・意見申出等（P. 54） 【意見】 - ガイドラインの上記箇所において、違反行為の報告・相談・競争の促進に関する各種苦情・意見申出等の手続きについての現行の制度内容について説明がなされています。電気通信の技術の多様化や、新規事業者の電気通信市場への参入の増加傾向などを考慮すると、今後、事業者間の紛争の件数もさらに増加していくことが考えられます。 - こうしたことを考慮すると、総務省殿、公正取引委員会殿、紛争処理委員会殿などにおいて、事業者間の紛争をより迅速、適正に解決できるよう、電気通信における技術、市場経済学、各種法令に関する知識、会計制度、電気通信事業業界などに関する高度な専門性を有した体制の整備に向けた検討を進めて頂く必要があると考えます。	同上
個人（匿名希望）	＜電気通信事業法の制約を受ける部分は独占禁止法の対象外として指針からの除外を行うべき＞ 電気通信事業分野における競争の促進に関する指針を読む限り、現行の電気通信事業法による総務省が管轄部分と、独占禁止法による公正取引委員会の管轄部分が重複する現状は変わらないようです。 しかしこれでは、今回の改正は公正取引委員会が自分達の権益の拡大が目的としか思えず、規制緩和ならびに行政手続の簡素化に反するものと言わざるを得ません。	○ 独占禁止法は、事業者による公正かつ自由な競争を確保するための一般ルールであることから、すべての産業に対して適用されるものであり、電気通信事業法があることをもって、独占禁止法の適用がないことにはなりません。

意見提出者	意見の内容（抜粋）	公正取引委員会の考え方
	さらに電気通信事業は、デジタルディバイドの解消のために、競争を制限して利益を確保させる代わりに自由競争だけではサービスの提供を受けられない地域の消費者にサービスを提供させる等の独占禁止法の趣旨と反する行為も必要であり、しかも変化が激しいために総務省内だけでも法令等の運用の整合性を確保すること自体も困難になりつつあります。 （携帯電話の価格決定権の問題は、法令の変化に運用が追いついていないために発生している） 以上のことから、電気通信事業分野のうち、電気通信事業法の制約を受ける部分は独占禁止法の対象外として指針からの除外を行うべきです。 ただし、電気通信事業法にも独占禁止法の趣旨を一部反映する必要があるため、総務省に対する独占禁止法上問題となる部分に関する勧告と、総務省の情報通信審議会や電気通信事業紛争処理委員会、電波監理審議会、調査研究会の委員に公正取引委員会の職員を派遣する等の行為は必要だと思います。	また、旧指針の改定は、法運用事例の追加等を内容とするものであり、権益拡大を意図するものではなく、行政手続の簡素化に反するものでもありません。
東日本電信電話株式会社	<独占禁止法と電気通信事業法の適用関係を明確にすべき> <u>独占禁止法と電気通信事業法の二重規制の回避</u> 公正取引委員会と総務省が共同でガイドラインを作成することは、①独占禁止法及び電気通信事業法の二重適用による事業者の負担を避ける、②行政の二重化を避けることで行政コストの効率化を図ることに意味があると考えております。 したがって、一つの事象に対して独占禁止法と事業法の両方が適用されることのないことを、本ガイドライン上においても明確にしていきたいと考えます。	○ 同一の行為に対して独占禁止法と電気通信事業法が適用されることにかんがみ、両法の運用について最大限の整合性を図り、両法の適用関係を巡る事業者の無用の混乱や過大な負担を生じさせないようにする観点から、既に、相互に窓口を設置し、連絡・情報交換を行うこととし、その旨をⅣ第2に明記しているところです。 今後とも整合性の図られた法運用が行われるよう相互の調整に努めていく所存です。
太田昌孝 東京工業大学情報理工学研究科	<JRが系列のPHS業者にしか駅構内のPHS基地局設置を認めないのは公正競争を阻害しており、指針が「設置する線路が、その土地等に現在する人を専ら又は主として対象としている場合」にも、複数の電気通信事業者の線路が相互接続されて遠隔地者間の通信を提供するための線路の場合には、適用可能であることを明記すべき>	○ 独占禁止法は、事業者の事業活動のすべてに適用が及ぶものですが、独占禁止法上問題となるか否かは具体的行為が市場における競争に及ぼす影響を勘案して判断さ

意見提出者	意見の内容（抜粋）	公正取引委員会の考え方
	改定原案において、電気通信事業分野における競争の促進に関する指針（以下「指針」という）が、第一種電気通信事業者が設置して各地者間の通信に利用するすべての線路に適用され、特に線路がある土地等の内部にあっても問題ではないことを、明記していただきたいと存じます。 その理由は、総基事第232号（平成14年8月8日）モバイルインターネットサービス株式会社（以下MISという）による他人の土地等の使用権設定の協議認可申請に対する処分（以下「処分」という）において、電気通信事業法第73条に基づくモバイルインターネットサービス株式会社の申請が、 設置する線路が、その土地等に現在する人を専ら又は主として対象としている場合には、その土地等に現在する人に対し通信の役務を提供するか否かは、原則として、土地等の権利者の判断に委ねるのが当然。 という理由により不許可とされましたが、これが不当であるためです。 電気通信事業法においては、通信は一般に複数の電気通信事業者にまたがって行われるものであり、通信を中継する一部の線路がその土地等に現在する人を専ら又は主として対象としている場合にも、通信の相手方が遠隔地に存在する場合は、公衆に対して通信役務を提供するための線路設置の公益性は、一般の場合となんらかわりません。 ところが、処分の根拠とされる電気通信事業紛争処理委員会（以下「紛争処理委員会」という）の答申（以下「答申」という）では、 この規定は、基本的に、旧日本電信電話公社の土地等の使用権について定めた旧公衆電気通信法（昭和28年法律第97号）第81条の規定を継承したものであって、公共の利益となる事業（道路、河川、鉄道等）に必要な土地等の収用又は使用について定めている土地収用法（昭和26年法律第219号）の要件を軽減した補充法であると理解されている。すなわち、第一種電気通信事業を行うには所有者等の権利者が異なる土地を繋いで線路を敷設することが必要不可欠であり、これを円滑に実現することが公共の利益に合致するという認識に立ちつつ、長距離にわたる線路の設置にあたり一部の電柱等でも設置ができないと全体の工事が完成しない結果になること、多数の電柱等を設置するため多数の権利者との間で土地収用法の厳格な手続により使用をすべきものとするときは工事の著しい遅延を招きかねないこと、土地等の使用を認めても生じる負担は土地収用法が対象としている場合のそれと比較して極めて軽微であることが考慮されたものと理解されているのである。	れます。

意見提出者	意見の内容（抜粋）	公正取引委員会の考え方
	と、旧公衆電気通信法をもちだしています。 旧公衆電気通信事業法では、国内通信はもっぱら電電公社に独占されており、電電公社の「設置する線路が、その土地等に現在する人を専ら又は主として対象としている場合」には、通信もその土地内に閉じるもので「土地等に現在する人に対し通信の役務を提供するか否かは、原則として、土地等の権利者の判断に委ねるのが当然」です。 しかし、現在の電気通信事業法における通信とは、個々の電気通信事業者内に閉じるものではなく、末端の利用者間で行われるものです。電気通信事業法では、通信の利用者は一般に複数の電気通信事業者にまたがって、一個の通信を行うものです。PHS事業者の無線線路は一の土地内部に閉じている場合もありますが、他の電気通信事業者と相互接続しつつ、全世界に広がる電話網を形成しており、電話網の上では全世界にまたがる隔地者間の通信が行われます。MISの無線線路は一の土地内部に閉じている場合もありますが、他の電気通信事業者と相互接続しつつ、全世界に広がるインターネットを形成しており、インターネットの上では全世界にまたがる隔地者間の通信が行われます。今後の第四世代携帯電話事業者の無線線路は一の土地内部に閉じている場合もありますが、他の電気通信事業者と相互接続しつつ、全世界に広がる電話網を形成し、電話網の上では全世界にまたがる隔地者間の通信が行われようとしています。 旧公衆電気通信法を持ち出しての議論は、紛争処理委員会の文書「紛争処理マニュアル IT時代の公正な紛争解決に向けて一円滑な電気通信事業展開のための制度と実務―【第2版】」（平成14年4月19日）（以下「マニュアル」という）とも矛盾します。すなわち、マニュアルには、「序」として「制度の沿革」の章があり、そこには以下のような記述があります： （3）これに関しては、昭和60年の電気通信分野への競争原理導入以降、紛争を円滑に処理するための制度整備が順次進められてきた。 昭和60年4月1日に施行された電気通信事業法（昭和59年12月25日法律第86号）においては、協議不能又は不調時のために電気通信事業者の設備の接続・共用に関する命令・裁定の制度（第39条〔現第39条及び第39条の4〕各項）が制定当初より創設され、また、業務改善命令の制度（第36条各項）及び他人の土地及び工作物の使用等に関する制度（第73条から第88条）も設けられた。 他人の土地等の使用については、かつては旧公衆電気通信法（昭和28年法律第97号。昭	

意見提出者	意見の内容（抜粋）	公正取引委員会の考え方
	和60年4月1日廃止。）第81条から第104条において、それ以前の旧電信線電話線建設条例（明治23年8月6日法律第58号。昭和28年8月1日廃止。）の規定が引き継がれていたが、第一種電気通信事業者の制度としてあらためて電気通信事業法において規定が設けられた。 つまり、紛争処理委員会の認識でも、電気通信事業法第73条の規定は、旧公衆電気通信法を引き継いだものではなく、新たに設けられたものであり、旧公衆電気通信法の立法趣旨とは無関係なものです。 このような従来からの紛争処理委員会の認識と矛盾した答申からは、私権の制限は軽々しく行われるべきではないという意図が感じられますが、これは公正競争を確保するという視点を欠くもので、不当です。 実際、PHSの導入当初には、PHS基地局の電波の到達距離は100m程度しかなく、大きな駅構内でのPHSサービスには駅構内に基地局を設置することが必須でしたが、JRが系列のPHS事業者にしき駅構内へのPHS基地局の設置を認めず、公正競争が阻害されました。 今後の4Gといわれる携帯電話の電波の到達距離も短く、同様に公正競争が阻害されるおそれがあります。 また、総務省は「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という）を平成13年3月28日に定め、その後一度の改定を経たものを平成14年4月1日から運用しています。MISの申請が現行ガイドラインの要件を全て満たしているというのが、不許可処分にあたった総務大臣の判断ですが、それにもかかわらずガイドラインに明記されない「立法趣旨」を持ち出しての不許可処分は、ガイドラインによる行政の透明化という指針制定のそもそもの趣旨にも背く裁量行政であり、行政手続法にも反しています。このような行政行為が正当化されては、民間事業者は、あらかじめ関係する役所に対する根回しを全て済ませてからでなければ事業を進めることができず、我が国の情報通信環境の整備に甚大な悪影響をあたえます。 そもそも、総務省は現行ガイドラインを平成14年4月1日から運用していますが、これは平成14年2月13日の総務大臣から情報通信審議会への諮問に対する、平成14年3月27日の情報通信審議会電気通信事業部会による答申によるものです。ところが、PHSサービスは平成9年より行われており、また、MISは第一種電気通信事業者の認可を平成13年7月10日に受けています。すなわち、PHSやMISの線路の様態は、指針の諮問のはるか以前に情報通信審議会に知られており、当然ガイドラインで考慮されているはずのものです。また、MISが申請書を正式に受理されたのは平成14年3月19日であり、指針の運用直前ですが、申請書に添付した「東日本	

意見提出者	意見の内容（抜粋）	公正取引委員会の考え方
	旅客鉄道株式会社との交渉経緯」に（中略）あるように、M I SとJ Rとの交渉がうまくいかないことは、少なくとも平成13年11月14日の時点では総務省に伝えていました。その際、無線の到達距離が長ければ、駅の外部に設置した無線基地局から駅構内にサービスできるため、無理に駅構内に無線基地局を設置する必要はないため、法73条第1項の許可はでないであろうとのご意見を頂き、それに対して、無線の到達距離は短く、無線線路が駅構内に収まることも説明していました。 すなわち、M I SとJ Rとの交渉がうまくいっていないことと、M I Sの無線線路が駅構内に収まっていることはガイドラインの諮問のはるか以前に、総務省に知られており、当然指針で考慮されているはずのものです。 ガイドラインには、 超高速インターネットの整備に不可欠な光ファイバ網の整備等を推進し とガイドラインは光ファイバに限定されるという誤解を生みかねない記述がありますが、「整備等」を広く解釈することが適当で、その審議過程の「情報通信審議会電気通信事業部会（第1回）議事録」でも、（中略）あるとおりです。 したがって、本件の処分は、ガイドラインに従って処理されるべきものであり、実際、紛争処理委員会への諮問ではそのような処理がなされました。 それを、ガイドラインやマニュアルの存在を無視し 本件無線LAN設備は、隔地者間の通信を行うものではないので、電気通信事業法第73条第1項にいう線路には該当せず、また、その設置に関してその規定により使用权を認めることは、適当でもない という単なる強弁に過ぎない紛争処理委員会の答申は容認できません。 そこで、公正取引委員会においては、電気通信事業法第73条の、公正競争を確保するという立法趣旨に基づき、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」に、指針が「設置する線路が、その土地等に現在する人を専ら又は主として対象としている場合」にも、複数の電気通信事業者の線路が相互接続されて遠隔地者間の通信を提供するための線路の場合には、適用可能であることを明記していただきたいと存じます。	